

しもにたしんりん

第2号



上栗山線 間伐材搬出

主 な 内 容

- 通常総会開催
- 代表理事組合長、神戸金貴氏再任
- 安全大会開かれる
- 素材公売入札結果

GREETING

組合長あいさつ

下仁田町森林組合 代表理事組合長 ● 神戸 金貴

去る四月二十七日の第三十七回の通常総会において理事に選任され、五月二十五日の第一回理事会で理事全員の推挙で代表理事組合長に再度選任されました。経済的時代背景を考えると一層責任の大きさを痛感するとともに身の引き締まる思いであります。

当組合は先人たちの努力と英知で三十七年の歴史を積み重ね、現在では八十名の雇用を擁し地域社会に対しての責任も極めて大きくなっております。

かつて誰もが経験した事の無い厳しいデフレ経済の中で組合活動を存続して行くには、役員他全員が一丸となり、心を一つにして時代の変化に適応できる組織体になく生まれ変わる事が急務だと考えます。

幸いにして我が組織の八十名は大変真面目で実直な集団であります。歩みは遅くとも着実に変化を始めており運営の仕方も変化しはじめました。

森林・林業に対する時代の要請は確実に変化しました。「森林・林業基本法」に現れた変化は、私たち山村に残る者としては残念ながら時代の変化として前向きにとらえざるを得ません。しかし私たちは理念、理想のみで組織運営は出来ません。森林組合の運営として大きくウエイトを置いてきた木材生産活動の経済性が後退してしまつた以上、経営の柱を抜かれてしまったのと同じ状態です。新しい経済の柱を立てねば組織を支えて行く事が出来ません。こうした時代の変化に対応する国や県の予算を、企画性を持って取り込み、組合員の皆さんにどのような役につか、新しい模索が始まってまいります。又、川下のお客さんにも必要な組織として認められるよう先頭に立って努力を続けて行きます。

組合員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



理事会で就任の挨拶をする神戸組合長

第三十七回 通常総会開催

下仁田町文化ホール

去る四月二十七日（土）下仁田町文化ホールにおいて、総組合員数一、四八一名のうち、一、一九五名（本人出席四六七名、書面七二八名）並びに来賓多数の出席のもと第三十七回通常総会を開催した。

副組合長小井土洋一の開会の辞に始まり、次に代表理事組合長神戸金貴が挨拶をした。続いて来賓の群馬県議会議員中村栄一様、下仁田町町長金井康行様より祝辞を頂いた。続いて小坂地区長岡義明氏を議長に選出し、第一号議案平



祝辞の中村栄一県議

成十三年度事業報告、剰余金処分、第二号議案平成十四年度事業計画他全議案が原案どおり承認された。組合員二名の方より組合長に新林業基本法について建設的な意見、要望等の質問があり森林業に対する関心の高さがうかがわれた。

また、五月二十四日で役員任期が満了するので第十一号議案役員の選任で推薦委員長下山徳太郎氏より役員候補者（理事十六名、監事三名）の提案があり全員承認された。四時十分小井土副組合長が閉会の辞を行い通常総会は終了した。



祝辞の金井康行町長

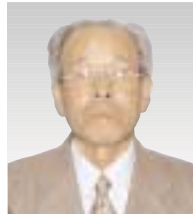
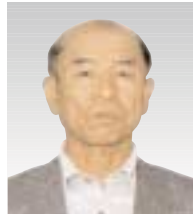
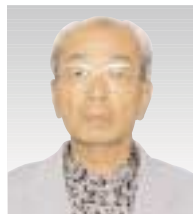


通常総会出席者

新役員紹介

代表理事組合長に神戸金貴氏再任

五月二十五日理事会

理事
桜井茂久理事
神戸弘副組合長
小井土洋一理事
石井忠夫理事
永井正之理事
小金澤三夫理事
上原茂理事
並木辺吉理事
斎藤寛理事
福田雄夫理事
赤岡正敏理事
竹内健一理事
白石富雄理事
諏訪里治理事
須賀芳明監事
永井篤司監事
土屋俊夫代表監事
中村藤太郎

五月二十四日の任期満了に伴い五月二十五日(土)午前九時森林組合において代表理事、正副組合長、代表監事、理事の順位、運営委員会、総務、指導、林産の各専門委員会の委員及び委員長の選任が行われ決定したので紹介いたします。(新役員の任期は三ヶ年間)

役職	氏名
代表理事組合長	神戸金貴
副組合長	小井土洋一
代表監事	中村藤太郎
運営委員会委員長	桜井茂久
委員	神戸弘
〃	小金澤三夫
〃	斎藤寛
〃	赤岡正敏
〃	並木辺吉
〃	神戸金貴
〃	小井土洋一
総務委員会委員長	斎藤寛
委員	神戸弘
〃	上原茂
〃	竹内健一
〃	福田雄夫
〃	神戸金貴
〃	小井土洋一
〃	中村藤太郎
指導委員会委員長	小金澤三夫
委員	桜井茂久
〃	永井正之
〃	白石富雄
〃	永井篤司
〃	石井忠夫
〃	神戸金貴
〃	小井土洋一
〃	中村藤太郎
林産委員会委員長	並木辺吉
委員	土屋俊夫
〃	赤岡正敏
〃	須賀芳明
〃	諏訪里治
〃	神戸金貴
〃	小井土洋一
〃	中村藤太郎

平成14年度参与員さん95名を紹介します。

部 落	氏 名	部 落	氏 名	部 落	氏 名
本 宿 下	東 間 一 喜	2 - 1	浜 野 信 治	日 影	福 田 丞
本 宿 上	広 澤 聰	2 - 2	永 井 邦 夫	峯 大 石	福 田 文 孝
藤 井	高 橋 紀 雄	3 - 1	佐 藤 健 司	清 水	神 戸 熊 夫
横 間 下	広 澤 信 一 郎	3 - 2	長 岡 政 次	滝 ノ 下	神 戸 康 夫
横 間 上	荻 野 享 英	4 - 1	石 井 定 一	赤 谷	神 戸 靖 次
中 平	細 野 順 誠	4 - 2	吉 田 高 次 郎	土 谷 沢	赤 岡 吉 夫
芳 ノ 平	並 木 久 雄	5 - 1	松 本 實	七 久 保	岩 崎 富 治
中 丸	小 板 橋 巖	5 - 2	永 井 平 正	平 原	強 矢 文 四 郎
竹 ノ 入	小 金 澤 満	6 - 1	飯 島 茂	桑 本	黒 澤 堅 吾
相 沢	丹 羽 初 夫	6 - 2	山 田 昇	石 淵 白 山	山 田 廣 太 郎
三 ツ 瀬	高 瀬 政 美	7 - 1	斉 藤 豊 治	安 楽 地 堀 ノ 内	下 山 道 雄
中 萱	小 金 澤 一 郎	7 - 2	柳 澤 祺 祐	横 瀬 竹 ノ 上 上 ノ 替 戸	今 井 良 忠
東 平	小 金 澤 稔 治	8 - 1	神 宮 太 平	天 神 森 若 宮	永 井 正 夫
市 ノ 萱	小 井 土 文 雄	8 - 2	岡 田 実	大 塚 田 城	岩 井 昌 一 郎
高 梨 子	小 井 土 善 次 郎	漆 萱	東 間 正 治	杣 瀬	大 小 原 和 夫
屋 敷	石 井 吉	9 - 1	佐 藤 輝 一	下 鎌 田	瀬 間 一 好
根 小 屋 下	中 澤 哲	9 - 2	金 井 孝 允	上 鎌 田	榊 原 市 夫
根 小 屋 上	並 木 袈 裟 雄	1 0 - 1	佐 藤 登 一	下 蒔 田	下 山 徳 太 郎
小 出 屋	清 水 朝 雄	1 0 - 2	佐 藤 章	上 蒔 田	下 山 雄 行
黒 川	黛 友 次 郎	1 1 - 1	松 本 弘	緑 が 丘 団 地	高 橋 宏
中 野	岡 野 馨	1 1 - 2	佐 藤 友 治	下 仁 田 1	林 勝 治
清 水 沢	岩 井 久	1 2 - 1	金 井 政 雄	下 仁 田 2	中 村 三 郎
大 栗	佐 藤 宗 三	1 2 - 2	金 井 敬 作	東 町	今 井 仙 八
新 屋	小 井 土 民 一	1 3 - 1	神 戸 武 雄	川 井 下	神 戸 巖
瀬 成	園 部 雄 司	1 3 - 2	松 本 昇	川 井 上	市 川 宏 幸
芝 ノ 沢	佐 藤 建 巳	小 北 野	岩 井 義 治	吉 崎 下	大 井 田 利 夫
初 鳥 屋	佐 藤 一 男	大 北 野	赤 岩 平 三	吉 崎 上	佐 藤 栄 一
小 平	柳 澤 行 雄	下 郷 風 口	小 瀬 勝 三	栗 山 下	今 井 三 男
萱 倉	小 井 土 直 吉	宮 室	今 井 信 行	栗 山 上	田 村 三 郎
高 立	土 屋 米 太 郎	井 戸 ノ 上 東 上 下	島 崎 幸 彦	高 倉	田 村 金 光
1 - 1	佐 藤 圭 一	跡 関	高 橋 寛 之	旧 道 平	神 宮 安 治
1 - 2	佐 藤 静 平	日 向	神 戸 朗		

「林業基本法」が「森林・林業基本法」として生まれかわりました。

森林・林業基本法について

森林・林業基本法が平成十三年度に制定されました。

これは森林に対する国民の要請の変化や林業をめぐる厳しい情勢に対応すべく、三十七年振りに林業基本法を抜本的に見直し、森林・林業の社会における位置づけを明確にするとともに、新たな理念のもとに講ずべき施策の基本方向を定めたものです。

旧林業基本法は、昭和三十九年に、当時の社会経済の動向や見通しを踏まえて、わが国林業の向うべき道筋を明らかにするものとして制定されました。

しかしながら、その後のわが国の急速な経済成長や国際化の著しい進展、そして森林に対する国民の要請の多様化など、森林・林業をめぐる状況も大きく変化を遂げてきました。

その結果、旧林業基本法に基づく政策は成果を上げてはきましたが、時代の変化に合わない面も見られ始めました。

森林・林業基本法は、今までの「木材の生産を主体とした政策」から「森

林の有する多面的な機能の持続的発揮を図るための政策」へと転換し、森林・林業に係る基本理念を「森林の有する多面的機能の発揮」「林業の持続的かつ健全な発展」として、その実現を図るための基本となる事項や施策を定めたものです。

今回の森林法改正によって、森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、全国森林計画、地域森林計画、市町村森林整備計画の見直しを行うこととしています。

新しい森林施策計画制度について

交付金をもらうには、森林施策計画を作成する必要があります。

森林施策計画は、森林所有者自らがつくる森林の実行管理計画といえます。計画をたてて実行することにより、森林の適切な管理を目指すものです。計画内容は市町村長が基準に基づいて審査し、適合していれば認定されますので、認定をうけたかたはこれにしたがって実行すると交付金の他にも様々な優遇措置を受けることもできます。

1. これまでと変わった点は？

① 森林所有者だけでなく、経営受託または5年以上の施業を一括受託した個人、森林組合及び林業事業体等も、計画の認定を受けることができるようになります。

② 30ヘクタール以上の団地的なまとまりをもった森林を確保すれば、一人であっても共同であっても計画認定を受けることができます。

2. 計画の進め方は？

① 森林の現況調査（森林簿や図面、現地調査等により森林の概況を調査します。）

② 30ヘクタール以上のまとまった計画区域を設定

③ 計画書の作成

様式はおおむね決まっています。間伐、伐採、植え付けなどの計画や将来的にどうしていくかなどを考えます。わからないときは森林組合にお問い合わせください。

④ 認定請求（始めたい日の20日前までに計画する箇所の市町村へ）

労働安全大会



産業医青木秀夫先生



近年労働安全が重要視されています。下仁田町森林組合では、安全委員会・安全大会・安全パトロール・安全教育を毎月実施しています。

「めざす」は危険ゼロを進めよう職場の安全管理」をスローガンとして関係者一人ひとりが「危険ゼロ」を目指して、職場の災害につながる危険をできるだけ小さいものとするよう不断の努力をすることにも、全員が一致協力して職場の安全管理活動を推進しています。大会の最後には全員で「ゲキ」をとばし、安全を誓います。

刈払機安全教育

下刈、除伐、地拵等の作業中において、多くの被災事故が臍下で発生しています。これを受けて、安全教育では刈払機を使用する上

⑤ 審査・認定

⑥ 計画に従って実行 (自分でやって
も他人に頼んでもかまいません。)

⑦ 進行状況の報告 (伐採、造林、譲
渡等をした場合は、市町村へ届けま
す。)

3. どのような優遇措置があるの?

① 造林や間伐の補助金が増額されま
す。

② 認定を受けた人は造林や間伐補助事
業の実施者になることができます。
また、自ら、造林や間伐の作業を
実施し、自ら補助金を受け取ることも
できます。

③ 森林整備地域活動支援交付金の申請
者になることができます。

この交付金は、森林の施業をする前
に必要な簡単な現況調査や歩道
整備作業などの地域活動を行った場
合に交付されるものです。

④ 所得税や相続税、特別土地保有税な
どが軽減されます。

⑤ 公的資金の貸付金利が優遇され、融
資条件が緩和されます。

積算基礎森林1ヘクタール当たり1万円!
森林整備地域活動支援交付金のお知らせ

近年、林業生産活動が停滞し、間伐
等の森林施業が十分に行われないなど
の状況が発生しています。このままで
は水源のかん養や国土の保全、二酸化
炭素の吸収など、森林の多様な機能が
低下するおそれが出ています。

そこで、森林施業の推進を通じて森
林が持つさまざまな機能を持続的に発
揮させるため、森林の施業に不可欠な
現況調査や歩道整備などの「地域にお
ける取り組み」を支援する制度が創設
されました。

下仁田町森林組合としても、本制度
を積極的に取り入れて組合員を支援す
るとともに、健全なふるさとの森林づ
くりを目指したいと考えています。

1. 交付の対象となる人は?

新たに森林施業計画を作成した人で
す。

2. 交付金の金額は?

積算基礎森林1ヘクタール当たり年
間1万円です。(平成18年度まで
の間)

3. 積算基礎森林とは?

森林施業計画の認定森林で、次のい
ずれかに該当するものです。

① 人工林・林齢が45年生以下の森

林。

ただし、林齢36〜45年生にあっては、市町村森林整備計画で定める
「水土保全林」か「森林と人との共生
林」で、森林施業計画に必ず施業
が計画されている森林。

② 天然林・施業の方法が育成単層林又
は育成複層林で、林齢が60年生以
下である森林。

4. どのような活動を支援するの?何をす
ればいいのか?

市町村との協定に基づいて行う次の
地域活動です。

一 森林の現況調査 二 施業実施区域
の明確化 三 作業道・歩道の整備等

地区説明会やります

当組合では地区参与員さんを対象に
森林整備地域活動支援交付金制度につ
いて広報誌やパンフレットだけでは理
解しづらいことから8月下旬に説明会
でわかりやすくお話しいたします。

申込を希望される方は地区参与員さ
んより申込書をいただいて森林組合ま
で提出をお願い致します。

なお当日は、県町の担当者の方も出
向きます。

での注意事項等の指導が行われました。下刈
作業中の危険な行動、キックバック防止、そ
の他刈払機の作業の方法を、実際に小井土指
導課長・谷班長の実演により具体的に説明が
なされました。

不安全行動をする
要因として

- ① 知らない
 - ② 出来ない
 - ③ 横着
- 等ポイントが上げ
られました。



林産専門委員会
現地研修会を行う

六月二十八日委員長並木辺吉外五名が、南
牧村大上線林道の障子岩国有林・スギ四十五
年生・皆伐678ヘクタール、間伐333
ヘクタールの事業現場で研修を行った。

この現場は昨年八月公売で高崎森林管理署
より購入したもので、台風一〇号で林道大上
線が災害にあい、大型車が通行不能となつた
ため、一年間事業が延期となつてきた。災害
箇所が復旧され事業が出来るようになりまし
た。

これを期に、伐採
から搬出までのコス
トや方法について、
現地検討を行った。

帰りに、南牧村森
林組合の粉炭工場と
貯木場を視察し研修
を終了した。





下仁田小学校四年生 森林や林業について学ぶ



六月二十四日に下仁田小学校四年生の生徒三十八名が、担任諏訪公子先生に引率され、森林や林業について学びました。

下仁田町の自然環境や、木材生産・森林の働きについて神宮参事より説明がされました。

○下仁田町は、林業を行う上で環境に恵まれ、木材生産が盛んなので、木材を利用する製材工場や、家を建てる大工さん等が他の地域にくらべ、非常に多い地域です。

○下仁田町は八十五パーセントが森林で占められている。その森林は巨大なガス交換機です。木は二酸化炭素を木の中に蓄え、酸素を放出している。日本の森林は、一ヘクタールで一年間十五〜三十トンの二酸化炭素を吸収し、十一〜二十三トンの酸素を放出します。この値は、およそ四十〜八十人分の必要酸素量です。





子どもたちからのお便り



森の香り漂う温泉

西下仁田温泉 荒船の湯

この温泉は国道254号線の荒船山のもとに位置し、平成9年8月にオープンした。当組合は接客・軽食調理・風呂清掃業務として14名の従業員が従事している。

建物は地元産の杉材を多用し純日本風の建物で風呂は男女それぞれ「大風呂」「や」「泡風呂」「露天風呂」「子ども風呂」「低温サウナ」「個室3室」など備えている。

カラオケ設備はなくお客様から静かで心が癒され安らげる施設として大好評である。

建物の周辺には荒船山・荒船湖・神津牧場・サンスポーツランド・物語山・阿唱念の滝・妙義山等自然が多く澄んだ空気と緑の山々が連なり自然を満喫でき、近年は家族連れ、グループ、荒船登山ツアーバス等による入館者が増えている。

下仁田町では今年も7月に優待券を各家庭に配布したので皆様方のご来館をお待ちしております。又、より良い施設にしたく、森林組合従業員に対しご意見ご要望等ございましたら一報をお願い致します。

泉質

含鉄ナトリウム・塩化物強塩温泉

温泉効果

神経痛 消化器病 冷え性
筋肉痛 五十肩 運動麻痺
痔病 疲労回復 慢性皮膚病
慢性婦人病など

入館料(3時間)

大人 5000円
小人 4000円
高齢者 4000円
障害者 4000円

営業時間

平日 午前10時
午後8時
土日祝祭日 午前10時
午後9時

定休日

毎週月曜日
(当日が祝祭日の時はその翌日)



杉ノ木加工センター事業紹介

国内需要が低迷している木材であるが、近年地球環境問題への関心が高まるにつれて、木材の良さが見直されています。

環境保全から見た木材の持つ長所

- 環境に大きな負担を与えず、繰り返し生産できる。
- 加工に要するエネルギーが少ない。
- リサイクルや多段階利用が可能。

こうした木材の持つ特徴や省エネルギーが、地球温暖化の防止や環境型社会の構築に役立つものと期待。こうした木材の長所を考慮しながら木材の利用を進めています。平成十二年度に実施した高速道路用遮音壁ログタイプ型から、今回、枕木タイプの開発及び性能試験（遮音性能、強度、防・耐火性能）を実施し、いずれも判定基準をクリアしています。



強度試験



防・耐火性能



法面パネル（県道）



防護柵（国道）

市況

石淵貯木センターに移り第13回目の公売入札が6月5日に行われ市況は相変わらず安値安定ペースで推移している。荷動きはスギの4m材、3・65m材は安値ながら荷動きは良い。3m材（柱材）に関しては荷動きはない。値上がりは無いだろう。

第13回素材入札結果表

平成14年6月5日

樹種	材長	規格	安値	高値	平均m ³ 単価	平均石単価
ヒノキ	4.00	24~26	17,000	17,000	17,000	4,720
ヒノキ	4.00	18~22	20,000	21,500	20,750	5,760
ヒノキ	4.00	10~13	11,550	11,500	11,500	3,190
ヒノキ	3.00	18~20	17,000	17,000	17,000	4,720
ヒノキ	3.00	14~16	17,000	17,000	17,000	4,720
スギ	4.00	30上	13,300	16,000	14,650	4,070
スギ	4.00	22~28	9,130	11,600	10,670	2,960
スギ	4.00	20下	9,500	10,000	9,750	2,710
スギ	3.65	26上	11,300	11,520	11,410	3,170
スギ	3.65	16~24	10,800	11,120	10,960	3,040
スギ	3.00	22上	10,490	12,000	11,245	3,120
スギ	3.00	18~20	10,000	10,380	10,127	2,810
スギ	3.00	14~16	9,820	9,820	9,820	2,730

入札参加者/18名 落札率/66.1%

2002年8月

発行 下仁田町森林組合

〒370-2623 群馬県甘楽郡下仁田町大字下小坂45-7
TEL 0274(8)2306
E-mail shimonita@snt-shinrin.or.jp